平成26年(あ)第1870号 詐欺被告事件 平成28年3月23日 第一小法廷決定

主

本件上告を棄却する。

当審における未決勾留日数中370日を本刑に算入する。

理由

弁護人渡邉靖子の上告趣意は、単なる法令違反、事実誤認、量刑不当の主張であって、刑訴法405条の上告理由に当たらない。

なお、所論に鑑み職権で調査すると、第1審判決が認定し、原判決が是認した事実関係の下においては、第1審判決が判示第1(平成19年1月12日から平成22年1月26日までの145回にわたる振込入金にかかる各所為)と判示第2(平成22年2月22日から平成25年9月27日までの70回にわたる振込入金にかかる各所為)を併合罪として処断したのは、法令の適用を誤ったものというべきであるが、本件事案に照らせば、いまだ刑訴法411条を適用すべきものとは認められない。

よって、同法414条、386条1項3号、181条1項ただし書、刑法21条 により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

(裁判長裁判官 山浦善樹 裁判官 櫻井龍子 裁判官 池上政幸 裁判官 大谷直人 裁判官 小池 裕)